

185 諮詢第四号学校における教練の振作に関する件文政審議

会總裁加藤高明より答申に付通牒 〔大正十四年一月〕

閣乙第二号	起	十四年一月十七日	裁可	年月日	施
案			決定	十四年一月十七日	行

(注記)

内閣書記官 (長谷川) (熊) (林)

花押 (江本)

内閣書記官長

花押 (加藤)

内閣總理大臣

〔十四〕年〔一〕月〔十九〕日

内閣總理大臣

文部大臣宛

通牒 案

(注記2) 曩ニ文政審議會ニ諮詢ノ諮詢第四号「学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシメムトス」ニ対シ同会總裁ヨ

リ別紙ノ通答申有之候

〔大正十四年一月十九日〕

学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシムルコトハ德育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ主旨ニ於テ之ヲ行フヘキモノト認ム而シテ之カ実施上自然ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ常例ノ在營年限ヲ相当ニ短縮スルノ途ヲ開クコト亦可然ト思惟ス尚実施上ニ就キ希望スル所

ノ要件左ノ如シ

一、配属将校ノ監督ニ関シ文部陸軍両省ノ系統ヲ明カニセラレ
タキコト

一、体操科ニ主任ヲ置ク場合ニハ他ノ学科目ノ主任ト同シク学
校長ノ適当ト認ムル者ヲ以テ之ニ充ツルコト

一、中等学校等ニ在学セサル一般ノ青年ニ対シテモ成ルヘク速

ニ本案ニ準シ教練ヲ実施セラレタキコト

右及答申候也

大正十四年一月十一日

文政審議会総裁子爵 加藤高明 印

内閣総理大臣子爵 加藤高明殿

諮詢第四号

学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役将
校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシメム
トス

右ニ関スル意見ヲ求ム

説明

学校ニ於ケル教練ヲ振作シ以テ大ニ学生生徒ノ体育ヲ促進シ
且其ノ德育ヲ裨補シ併セテ国防能力ノ増進ヲ図ルハ我カ国ノ
現状ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノ要務ナリト認ム故ニ政府ハ先ツ師範学
校、中学校、卒業者カ一年志願兵タル資格ヲ有スル官立公立
私立ノ中等学校、官立公立ノ高等学校及大学予科並専門学校
(私立学校ハ学校ノ任意)ニ優秀ナル現役将校ヲ配属セシメ

学校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ノ教授ニ当ラシメムトス而シテ

之カ実施ニ関シテハ現行規定ニ依リ体操科教授時数中ニ就キ
適当ニ教練ノ時数ヲ按排シ又学校経済ノ許ス範圍内ニ於テ毎
年数日ノ野外教練ヲ行フコトシ銃器器具其ノ他ノ教育資料
ハ特ニ軍部ニ於テ之カ便宜ヲ与ヘ且其ノ教授ハ青少年心身発
達ノ状況ヲ顧慮シテ之ヲ行フモノトス尚之カ実施ノ結果トシ
テ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ相当ニ在営年限短
縮ノ特典ヲ附与セムトス

(注記1)



(注記2)

「三十一」(簿冊内件名番号)

〔大正十四年 公文雜纂 内閣一〕
〔ノ一〕卷一 2A, 14, 1705〕